

募集型企画旅行条件書（国内）

この書面は、旅行業法第 1 2 条の 4 による取引条件説明書面および同法第 1 2 条の 5 による契約書面の一部となります。

1 本旅行条件書の意義

本旅行条件書は、旅行業法第12条の4に定める「取引条件説明書面」及び同法第12条の5に定める「契約書面」の一部となります。

2 募集型企画旅行

- (1)この旅行は、株式会社IAAトラベル(東京都千代田区飯田橋2-16-9トールビル)204東京都知事登録旅行業第2-8628号)以下「当社」といいます。) が、お客様の募集のために、旅行の目的地及び日程、お客様が提供を受けることができる運送又は宿泊のサービスの企画、並びにお客様が当社に支払うべき旅行代金の額を定めた旅行に関する計画を作成し、これにより実施する旅行であり、この旅行に参加されるお客様は、当社と募集型企画旅行契約（以下「旅行契約」といいます。）を締結することになります。
- (2)旅行契約の内容・条件は、パンフレット等、本旅行条件書、ご出発前に交付する確定書面（以下「最終旅行日程表」といいます。）及び当社旅行業約款の募集型企画旅行契約の部（以下「当社約款」といいます。）等によります。当社約款は当社ホームページ（<https://iaa-t.com>）からご覧いただけます。
- (3)当社は、お客様が当社の定める旅行日程に従って運送・宿泊期間その他の旅行に関するサービス(以下「旅行サービス」といいます)の提供を受けることができるように、手配し、旅程を管理することを行います。

3 旅行のお申込み

- (1)お申込みは、当社所定の旅行申込書に所定の事項をご記入の上、下記の申込金を添えてお申込みいただきます。
- (2)当社は電話、ファクシム、インターネット、Eメールその他の通信手段による旅行契約の予約を承ります。この場合、旅行契約は、予約の時点では成立しており、当社が旅行契約の締結を承諾した旨を通知した日の翌日から起算して3日以内に、申込書の提出と申込金のお支払いをしていただきます。この期間内に申込金のお支払いがないとされない場合、当社は予約はなかったものとして取り扱われる場合がございます。
- (3)申込金(お支払い対象旅行代金)、「取消料」、「違約金」のそれぞれ一部又は全部として取り扱います。また第7項に定める旅行契約成立前、お客様がお申込みを撤回されたときは、お預かりしている申込金を全額払戻します。

旅行代金の額	お申し込み時の申込金の額
15万円以上	旅行代金の20%以上旅行代金まで
10万円以上 15万円未満	30,000円以上旅行代金まで
5万円以上 10万円未満	20,000円以上旅行代金まで
5万円未満	10,000円以上旅行代金まで

※ただし、特定期間、特定コースにつきましては、別途パンフレット等に定めるところによります。

- (4)お申込みの段階で、満席、満室その他の事由で旅行契約の締結が直ちに出来ない場合は、当社はお客様の承諾を得てお客様がキャンセル待ちのお客様として登録し、予約可能となるよう、手配努力することがあります。この場合でも当社は申込金を「お預り金」として受け取ります。ただし、当社が予約可能となった旨を通知する前にお客様よりキャンセル待ち登録の解除のお申出があった場合、又は結果として予約が出来なかった場合は、当社は当該お預り金を全額払い戻します。
- 4 団体・グループ契約

- (1)当社は、同じ行程を同時に旅行する複数の旅行者がその責任ある代表者(以下「契約責任者」といいます)を定めて申込んだ募集型企画旅行契約の締結については、本項の規定を適用します。
- (2)当社は、予約を結んだ場合を除き、契約責任者はその団体・グループを構成する旅行者(以下「構成者」といいます)の募集型企画旅行契約の締結に関する一切の代理権を有しているものとみなし、当該団体・グループに係る旅行業務に関する取引は当該契約責任者との間で行います。
- (3)契約責任者は、当社が定める日までに、構成者の名簿を当社に提出して頂きます。
- (4)当社は、契約責任者が構成者に対して現に負い、又は将来負うことが予測される債務又は義務については、何らの責任を負うものではありません。
- (5)当社は、契約責任者が団体・グループに同行しない場合、旅行開始後において、予め契約責任者が選任した構成者を契約責任者とみなします。
- 5 申込条件
- (1)お申込み時点で未成年の方は、法定代理人（親権者等）の同意が必要です。旅行開始時点で15歳未満の方は保護者の同行を条件とさせていただきます。旅行の安全かつ円滑な実施のために、コースによりご参加をお断りさせていただく、同伴者の同行等を条件とさせていただく場合があります。また、ご参加のお客様に、コースの一部内容を変更させていただく場合があります。

- (2)特定のお客様層を対象とした旅行あるいは特定の旅行目的を有する旅行については、年齢、資格、技能その他の条件が当社の指定する条件に合致しない場合には、ご参加をお断りする場合があります。
- (3)慢性疾患をお持ちの方、現在健康を損なっている方、妊娠中の方、身体に障がいをお持ちの方等で、特別な配慮を必要とする方は、その旨旅行のお申込み時にお申出ください。当社は可能なか合理的な範囲でこれに応じますが、医師の健康診断書を提出していただく場合もあります。また、現地情報や関係機関の状況等より、旅行の安全かつ円滑な実施のためお客様又は同伴者の同行等を条件とさせていただく、あるいはご参加をお断りさせていただく場合があります。
- (4)お客様からのお申出に基づき、当社がお客様のために講じた特別な措置に要する費用は、お客様の負担とさせていただきます。
- (5)お客様が旅行中に疾病、傷害その他の事由により、医師の診察又は治療を必要とする状態になったと当社が判断する場合は、旅行の円滑な実施を図るため必要な措置をとらせていただきます。これにかかると一切の費用はお客様の自己負担となります。
- (6)お客様の都合により別行動は原則としてできません。ただし、当社が手配旅行契約で別途料金をお支払いする条件でお受けすることもあります。
- (7)お客様の都合により旅行の行程から離脱される場合は、その旨、復帰の有無、復帰される場合は復帰の予定日と復帰される場合が必要とします。
- (8)お客様が他のお客様に迷惑を及ぼし、又は募集型企画旅行の円滑な実施を妨げるおそれがあると当社が判断する場合には、ご参加をお断りする場合があります。
- (9)お客様が暴力団、暴力団員、暴力団関係者、その他反社会的勢力であると判明した場合は、お申込みをお断りする場合があります。
- (10)お客様が当社に対して暴力の又は不当な要求行為や取引に関して脅迫的な言動若しくは暴力を用いる行為などを行った場合は、お申込みをお断りすることがあります。
- (11)その他当社の業務上の都合があるときは、お申込みをお断りすることがあります。

6 契約書面と最終旅行日程表の交付

- (1)当社は、旅行契約成立後速やかにお客様に、旅行日程、旅行サービスの内容その他の旅行条件及び当社の責任に関する事項を記載した契約書面を交付します。契約書面はパンフレット等、本旅行条件書等により構成され、インターネット等の通信手段によるお申込みの場合、当社のホームページ上の表示をもって交付したものとみなします。

- (2)本項(1)の契約書面を補充する書面として、当社はお客様に、集合同時・場所、利用運送機関、宿泊機関等に関する確定情報を記載した最終旅行日程表を速くとも旅行開始日の前日までに交付します。ただし、お申込みが旅行開始日の前日から起算してさかのぼって7日前以降の場合、旅行開始日までに交付します。また、最終旅行日程表の交付前であってもお問合せいただければ当社は、手配状況についてご説明いたします。
- (3)当社が手配し、旅程を管理する義務を負う旅行サービスの範囲は、確定書面（最終日程表）に記載するところにて特定されます。

7 お支払い対象旅行代金

- (1)お支払い対象旅行代金(以下「旅行代金」といいます)とは、パンフレット等に旅行代金として表示した金額に追加代金として表示した金額を加え、割引代金として表示した金額を差し引いた金額をいいます。「旅行代金」は「申込金」、「取消料」、「違約料」、「変更補償金」の額を算出する際の基準となります。

- (2)追加代金、割引代金とは、当社がパンフレット等に表示した以下のものをいいます。

(ア)追加代金

- a お客様の希望により、また当社が他のお客様との相部屋をお受けしないことを明示した場合に 1 人部屋を使用される場合の追加代金
- b ホテル又はお部屋の等級アップ等(「アップグレード」)の追加代金
- c グリーン車追加代金等と称する列車、航空機等の使用座席の等級変更による追加代金
- d 食事なしプラン、観光なしプラン等を基本とする内容の食事つきプラン、観光つきプラン等への変更のための追加代金
- e 延泊プラン等と称する延泊のための追加代金
- f その他○○プラン、○○追加代金とパンフレット等に記載した追加代金

(イ)割引代金

- a トリップ割引代金等とし、1 部屋に 3 人以上のお客様が宿泊することを条件とした割引代金
- b 子供割引代金等年齢その他の条件による割引代金
- c その他○○割引代金とパンフレット等に記載した割引代金

7 旅行代金のお支払い

- 旅行代金は旅行開始日の前日から起算してさかのぼって21日目(以下「基準日」といいます)である日より前に全額お支払いいただきます。旅行開始日の前日から起算してさかのぼって21日目に当たる日以降にお申込みの場合は、旅行開始日までの当社が指定する期日までに お支払いいただきます。ただし、特定期間、特定コースにつきましては、別途パンフレット等に定めるところによります。
- 8 旅行代金に含まれるもの

- (1)旅行日程に明示した航空、船舶、鉄道等利用運送機関の運賃・料金(この運賃・料金は、運送機関の課す付加運賃・料金(原価の水準の異常な変動に対応するため、一定の期間及び一定の条件下に限りあらゆる旅行者に一律に課せられるものに限ります)を含みません)またパンフレット内でファーストクラス席、ビジネスクラス席と明示されていない場合は、エコミークラス、鉄道は普通車を利用します。

- (2)バリエーション・ガイド代金・入場料等の観光代金

- (3)宿泊代金及び税・サービス料金

- (4)食事代金及び税・サービス料金

- (5)団体行動中の心付け

- (6)添乗員が同行するコースの添乗員同行代金

- (7)その他パンフレット等で含まれる旨明示したもの

- 9 旅行代金に含まれないもの

- 前第8項のほかは旅行代金に含まれません。その一を以下に例示します。

- (1)自宅から集合・解散場所まで交通賃・宿泊賃等
- (2)超過手荷物料金(各運送機関で定めた重量・容量・個数を超える分について)

(3)クリーニング代、電報電話代、ホテルのボーイ・メイド等に対する心付け、その他追加飲料等個人の諸経費及びそれに伴う税・サービス料

- (4)傷害・疾病に関する医療費等

- (5)日本国内の空港税及びこれに類する諸税

- (6)ご希望者のみ参加されるオプションツアー（別途料金の小旅行）の料金

- (7)「○○料金」、「○○追加代金」とパンフレット等に記載した追加代金

10 旅行契約内容の変更

- 当社は、旅行契約の成立後であっても、天災地変、戦乱、暴動、運送・宿泊機関等の旅行サービス提供の中止、官公署の命令、当社の運行計画にない運送サービスの提供その他の当社の関与し得ない事由が生じた場合において、旅行の安全かつ円滑な実施を図るためやむを得ないときは、お客様にあらかじめ速やかに当該事由が当社の関与し得ないものである理由及び当該事由との因果関係を説明して、旅行日程、旅行サービスの内容その他の旅行契約の内容を変更することがあります。
- ただし、緊急の場合においてやむを得ないときは、変更後にご説明します。

1 旅行代金の額の変更

- 1 旅行代金の額の変更
- 旅行契約締結後には、次の場合を除き旅行代金の変更は一切しません。

- (1)利用する運送機関の運賃・料金が著しい経済情勢の変化等により通常想定される程度を大幅に超えて改訂されたときは、その改訂差額(旅行代金を変更します)ただし、旅行代金が増額変更されたときは、旅行開始日の前日から起算してさかのぼって 1 5 日目に当たる日より前にお客様に通知します。

- 当社は、(1)の定める適用運賃・料金の大幅な減額がなされたときは、(1)の定めるところにより、その減少額(旅行代金を減額)します。

- (3)旅行内容が変更され、その旅行実施に要する費用が減少したときは、その変更差額(旅行代金を減額)します。

- (4)第10項により旅行内容が変更され、旅行実施に要する費用が増加又は減少したときは、サービスの提供が行われているにもかかわらず運送・宿泊機関等の座席・部屋その他の諸設備が不足したことによる変更の場合を除き、当社は、その変更差額(旅行代金を変更)します。

- (5)当社は、運送・宿泊機関等の利用人数により旅行代金が異なる旨を契約書面に記載した場合、旅行契約の成立後に当社の責に帰すべき事由により当該利用人数が変更になったときは、パンフレット等に記載したところにより旅行代金を変更します。

12 お客様の交代

- (1)お客様は、当社の承諾を得て、旅行契約上の地位を、お客様が指定した第三者に譲渡することができず。この場合、当社所定の用紙に必要事項をご記入の上取消料同等額の手数料をお支払い頂きます。ただし、当社は、業務上の都合があるときは、お客様の交代をお断りする場合があります。

- (2)旅行契約上の地位の譲渡は、当社が、地位の譲渡を承諾かつ手数料を受理した時に効力を生ずるものとし、以後、旅行契約上の地位を譲りつけた第三者がお客様から旅行契約に関する一切の権利及び義務を継承することとなります。

13 旅行契約の解除・払戻し

(1)旅行開始前

①お客様の解除権

- ア お客様は、次に定める取消料をお支払いいただくことにより、いつでも旅行契約を解除することができます。ただし、契約解除のお申出しは、当社の営業日・営業時間内にお受けしますので、旅行お申込み時に営業時間等をお客様ご自身でもご確認ください。
- イ お客様が次の項目に該当する場合は、取消料なしで旅行契約を解除できます。

- a 第10項に基づき、旅行契約内容が変更されたとき。ただし、その変更が第20項別表左側に掲げるもの、その他重要なものである場合に限り。
- b 第11項(1)に基づき、旅行代金が増額改定されたとき。
- c 天災地変、戦乱、暴動、運送・宿泊機関等の旅行サービス提供の円滑な実施が可能となり、又は不可能となる恐れが極めて大きいとき。

- d 当社がお客様に対し、第6項(2)に記載の最終旅行日程表を同項に規定する日までにお渡しできなかったとき。
- e 当社の責に帰すべき事由により契約書面に記載した旅行日程に従った旅行実施が不可能となったとき。

- イ 当社は本項(1)①ア、イにより旅行契約が解除されたときは、既に收受している旅行代金(あるいは申込金)から所定の取消料を差し引き、払戻しを致します。取消料が申込金で賄えない時は、その差額を申受けず。

○取消料

解除期日	取消料
イ.旅行開始日の前日から起算してさかのぼって20日目(日曜日旅行にあっては10日目)に当たる日以降8日目の当日まで	旅行代金の20%
ロ.旅行開始日の前日から起算してさかのぼって7日目に当たる日以降前々日に当たる日まで	旅行代金の30%
ハ.旅行開始日の前日	旅行代金の40%
ニ.旅行開始日当日	旅行代金の50%
ホ.無連絡不参加及び旅行開始後	旅行代金の100%

特定期間、特定コースにつきましては別途パンフレット等に定めるところによります。

②当社の解除権

- ア お客様が第7項に定める期日までに旅行代金のお支払いがないときは、当社は、お客様が旅行に参加される意思がないものとみなし、当該期日の翌日に旅行契約を解除します。この場合は第13項に定める取消料と同額の違約料をお支払いいただきます。
- イ 当社は、次に掲げる場合において、お客様に理由をご説明して、旅行開始前に旅行契約を解除することができます。

- a お客様が、当社があらかじめ明示していない性別、年齢、資格、技能その他の旅行参加条件を満たしていないことが判明したとき。
- b お客様が病氣に必要な介助者の不在その他の事由により、当該旅行に耐えられないと当社が認めるとき。

- c お客様が他のお客様に迷惑を及ぼし、又は団体旅行の円滑な実施を妨げる恐れがあると当社が認めるとき。

- d お客様が、契約内容に関し合理的な範囲を超える負担を求めたとき。

- e お客様の人数がパンフレット等に記載した最少催行人数に満たないとき。この場合は、旅行開始日の前日から起算してさかのぼって13日目に当たる日より前(日曜日旅行は3日目に当たる日より前)に、旅行中止の通知を行います。

- f スキーを目的とする旅行における降雪量の不足のように当社が予め明示した旅行実施条件が成立しないとき、あるいはそのおそれが極めて大きいとき。

- g 天災地変、戦乱、暴動、運送・宿泊機関等のサービス提供の中止、官公署の命令その他の当社の関与し得ない事由により、パンフレット等に記載した旅行日程に従った旅行の安全かつ円滑な実施が不可能となり、又は不可能となるおそれが極めて大きいとき。

- ウ 当社は本項(1)②アにより旅行契約を解除したときは、既に收受しているお支払い対象旅行代金(又は申込金)から違約料を差し引いて払戻しを行います。

(2)旅行開始後の解除・払戻し

① お客様の解除・払戻し

- 旅行開始後において、お客様のご都合により旅行契約を解除又は一時離脱した場合は、お客様の権利放棄とみなし、一切の払戻しをいたしません。

- イ お客様の責に帰さない事由により、旅行日程表に従った旅行サービスの提供を受けられなくなったときは、お客様は不可能になった旅行サービス提供に係る部分の旅行契約を解除することができます。この場合、当社は旅行代金のうち、不可能になった旅行サービスに係る費用から、当社が当該サービスを提供する運送・宿泊機関等に支払又はこれから支払うべき取消料、違約料その他の名目による費用を差し引いて払い戻します。

② 当社の解除権

- ア 当社は、次に掲げる場合において、旅行開始後であっても旅行契約の一部を解除することがあります。

- a お客様が病氣、必要な介助者の不在その他の事由により旅行の継続に耐えられないとき。
- b お客様が旅行を安全かつ円滑に実施するための添乗員その他の者による当社の指示の違背、これらの者又は同行する他の旅行者に対する暴力又は脅迫などにより団体行動の規律を乱し、当該旅行の安全かつ円滑な実施を妨げるとき。

- c お客様が暴力団、暴力団員、暴力団関係者、その他反社会的勢力であるか判明したとき。

- d 天災地変、戦乱、暴動、運送・宿泊機関等の旅行サービス提供の中止、官公署の命令その他の当社の関与し得ない事由が生じた場合であって、旅行の継続が不可能となったとき。

イ 解除の効果及び払戻し

- ア により旅行契約の解除が行われた場合であっても、お客様が既に提供を受けられ旅行サービスに関する旅行契約は有効に履行されたものとします。この場合お客様と当社との契約関係は、将来に向かつてのみ消滅します。

- Б 当社は旅行代金のうち、お客様がまだその提供を受けていない旅行サービスに係る費用から、当社が当該サービスを提供する運送・宿泊機関等に支払又はこれから支払うべき取消料、違約料その他の名目による費用を差し引いて払い戻します。

- ウ 当社は、本項(2)②ア又は(2)の規定によって、旅行開始後に旅行契約を解除したときは、お客様のご依頼に応じてお客様が当該旅行の出発地、解散地等に戻るための必要な旅行サービスの手配を受け付けます。この場合に要する一切の費用は、お客様の負担とします。

- イ 当社は本項(2)②アの規定に基づいて旅行契約を解除したときは、当社とお客様との間の契約関係は、将来に向かつてのみ消滅します。すなわちお客様が既に提供を受けた旅行サービスに関する当社の債務については、有効な弁済がなされたものとします。

14 旅行代金の払戻し

- (1)当社は、第11項、第13項(1)、(2)①イ、及び②ア、イの規定により、お客様に払い戻し戻すべき金額が生じたときは、旅行開始前の解除による払戻しにあっては解除の翌日から起算して 7 日以内に、減額又は旅行開始後の解除による払戻しにあっては契約書面に記載した旅行終了日の翌日から起算して30日以内にお客様に対して当該金額を払い戻します。

- (2)(1)の規定は第17項又は第21項で規定することにより、お客様又は当社が債権賠償請求権を行使することを妨げるものではありません。

15 旅程管理と添乗員等

- (1)当社は次に掲げる業務を行い、お客様の安全かつ円滑な実施を確保することに努めます。ただし、お客様と当社がこれと異なるものを結んだ場合には、この限りではありません。

- ①お客様が旅行中、旅行サービスを受けることができないおそれがあると認められるときは、旅行契約に従った旅行サービスの提供を確実に受けられるための必要な措置を講ずること。

②の措置を講じたにもかかわらず、旅行契約の内容を変更せざるを得ないときは、代替サービスの手配を行うこと。この際、旅行日程を変更するときは、変更後の旅行日程が当初の旅行日程の趣旨にかなうものとなるよう努めること。また、旅行サービスの内容を変更するときは、変更後の旅行サービスが当初の旅行サービスと同様のものとなるよう努めるとともに、契約内容の変更を最小限にとめるよう努力すること。

- (2)当社は、旅行契約により旅程を管理する義務を負う範囲は、パンフレット等に記載している集合場所を出発(集合)してから、当該解散場所に帰着(解散)するまでとなります。ご自宅から集合・解散場所までの間を、航空機又は列車等を利用する場合や宿泊を必要とする場合は、当社では可能な限りでこの手配に尽しますが、この部分は当社と別途旅行契約を締結することとなり、募集型企画旅行契約には含まれません。
- (3)(1)の業務は、添乗員の同行する旅行にあっては添乗員が、添乗員が同行しない場合は現地係員又は現地において当社が手配を代行するもの(以下「手配代行者」といいます。)が行います。
- (4)添乗員の同行しない旅行にあっては、現地における当社(現地係員又は手配代行者等)を含みます。)の連絡先を確定書面(最終日程表)に明示します。
- (5)添乗員の同行の有無はパンフレット等に明示します。
- (6)添乗員の業務は原則として8時から20時までとなります。
- (7)当社は、旅行中のお客様が疾病、傷害等により保護を要する状態にあると認めたときは、必要な措置を講じることがあります。この場合において、これが当社の責に帰すべき事由によるものでないときは、当該措置に要した費用はお客様の負担とし、お客様は当該費用を当社が指定する期日までに当社の指定する方法でお支払いいただきます。

- 1 6 当社の指示
お客様は旅行開始後旅行終了までの間、団体として行動していただくときは、自由行動時間中を除き旅行を安全かつ円滑に実施するための当社(添乗員、現地係員又は手配代行者等)を含みます。)の指示に従っていただきます。指示に従わず団体行動の規律を乱し、旅行の安全かつ円滑な実施を妨げた場合は、旅行の途中であってもお客様の事後の旅行契約を解除することがあります。
- 1 7 当社の責任
(1)当社は旅行契約の履行にあたって、当社又は当社の手配代行者の故意又は過失により、お客様に損害を与えたときはお客様が被られた損害を賠償いたします(損害発生の日から起算して2年以内当社に対して通知があった場合に限りします)。
- (2)手配代行者とは、当社が旅行先において、お客様に提供する運送・宿泊機関等のサービス提供機関(航空機、鉄道、バス、ホテル等)の手配を当社に変わって手配する者(現地手配会社)をいいます。
- (3)お客様が、次に例示するような当社又は当社の手配代行者の関与し得ない事由により損害を被られたときは、当社はお客様に対して(1)の責任を負いません。ただし、当社又は手配代行者の故意又は過失が証明されたときは、この限りではありません。

- ①天災地変、戦乱、暴動又はこれらのために生じる旅行日程の変更もしくは旅行の中止
- ②運送・宿泊機関等のサービスの提供の中止又はこれらのために生じる旅行日程の変更若しくは旅行の中止
- ③官公署の命令、外国の出入国規制、伝染病による隔離又はこれらのために生じる旅行日程の変更若しくは旅行の中止
- ④自由行動中の事故
- ⑤食中毒
- ⑥盗難
- ⑦運送機関の遅延・不通・スケジュール変更・経路変更など又これらによって生じる旅行日程の変更・目的地滞在時間の短縮
- (4)手荷物について生じた本項(1)の損害につきましては、本項(1)の規定にかかわらず、損害発生の日から起算して14日以内に当社に対して申出があった場合に限り、お客様1名につき15万円を限度に(当社又は当社の手配代行者に故意又は重大な過失がある場合を除きます)賠償いたします。

- 1 8 特別補償
(1)当社は、当社が実施する募集型企画旅行に参加するお客様が、その募集型企画旅行参加中に急激かつ偶然な外来の事故によって身体に傷害を被ったときは、約款の別紙「特別補償規程」に従い、お客様又はその法定相続人に死亡補償金、後遺傷害補償金、通院見舞金及び入院見舞金を支払います。補償金等の額は、通院見舞金として通院日数により1万円～5万円、入院見舞金として入院日数により2万円～20万円、死亡補償金として、1,500万円です。また、携帯品に損害を被ったときは、「特別補償規程」により携帯品損害補償金を支払います。携帯品に係る損害補償金は、お客様おひとりにつき15万円を限度とします。ただし、補償対象品の一個又は一対については、10万円を限度とします。ただし、現金、クレジットカード、貴重品、磁気ディスク、その他「特別補償規程」第18条第2項に定める品目については補償しません。
- (2)お客様が募集型企画旅行参加中に被られた損害が、お客様の故意、お客様の故意による法令に違反する行為、無免許若しくは酒酔い運転、疾病等のほか、募集型企画旅行に含まれない場合で、自由行動中のスカイダイビング、ハンググライダー・搭乗、超軽量動力機(モーターバンクグライダー、マイクロライト機、ウルトラライト機等)搭乗、ジャロプレーン搭乗その他これらに類する危険な運動中の事故又はその他の等約款の別紙「特別補償規程」第3条、第4条及び第5条に該当する場合は、当社は(1)の補償金及び見舞金を支払いません。ただし、当該運動があらかじめ募集型企画旅行の日程に含まれているときは、この限りではありません。
- (3)日程表において、当社の手配による旅行サービスの提供が一切行われない旨が明示された日については、当該日にお客様が被った損害について補償金が支払われない旨を明示した場合に限り、募集型企画旅行参加中とはいたしません。また、お客様が離脱及び復帰の予定日時をあらかじめ当社に届け出ることなく(離脱したとき又は復帰の予定なく離脱したときは、離脱のときから復帰までの間又はその離脱したときから後は募集型企画旅行参加中とはいたしません)。
- (4)(1)の傷害・損害については、第17項(1)の規定に基づく責任を負うときは、(1)による補償金が当社が負べき損害賠償金の一部(以下「金」といいます)に充当します。
- (5)当社が(1)による補償金支払義務と第17項により損害賠償義務を重ねて負う場合であっても、一方の義務が履行されたときはその金額の限度において補償金支払義務、損害賠償義務とも履行されたものとします。

- 1 9 オフショールツアー又は情報提供
(1)当社の募集型企画旅行参加中のお客様を対象として、別途の旅行代金を収受して実施する募集型企画旅行(以下「オフショールツアー」といいます。)のうち、当社が旅行企画・実施するものの第18項の適用については、当社は、主たる旅行契約の内容の一部として取り扱います。当社実施のオフショールツアーは(パンフレット等で明示します)。
- (2)オフショールツアーの旅行企画・実施者が当社以外の旅行会社である旨をパンフレット等に明示した場合には、当社の募集型企画旅行ではありません。
- ア お申込みは原則的として現地となり、お支払も現地となります。
- イ 契約はオフショールツアーを旅行企画・実施する旅行会社等が定め旅行条件により行われ、当社の旅行条件は適用されません。
- ウ 契約の成立は、オフショールツアーを旅行企画・実施する旅行会社等が承諾したときに成立します。
- エ 契約成立後の解除、取消料については、お申込みの際、オフショールツアーを旅行企画・実施する旅行会社等にご確認ください。
- オ 当社以外がオフショールツアーを旅行企画・実施する旅行会社等が実施するオフショールツアーは旅程保証の対象にはなりません。
- (3)当社は、オフショールツアー参加中のお客様に発生した第 2 1 項で規定する損害については、同項の規定に基づき補償金又は見舞金を支払います。
- (4)当社は、パンフレット等で「単なる情報提供として可能なスポーツ等を記載すること」があります。この場合、当該可能なスポーツに参加中のお客様に発生した損害に対しては、当社は第18項の特別補償規程(適用しますが、それ以外の責任は負いません)。

2 0 旅程保証

- (1)当社は、次表左欄に掲げる契約内容の重要な変更が生じた場合は、お支払対象旅行代金に右欄に記載する率を乗じた額の変更補償金を、旅行終了の日翌日から起算して30日以内に支払います。ただし、当該変更が次のア、イ、ウに該当する場合は、変更補償金を支払いません。
- ア 契約内容の重要な変更が生じた原因が次によるものであることが明白な場合(ただし、サービスの提供が行われているにもかかわらず、運送・宿泊機関等の座席・部屋その他の諸設備の不足が発生したこと(いわゆるオーバーブッキング等)による場合は除きます)。
- a 旅行日程に支障をきたす悪天候を含む天災地変
- b 戦乱
- c 暴動
- d 官公署の命令
- e 欠航、不通、休業等の運送・宿泊機関等の旅行サービス提供の中止
- f 遅延、運送スケジュール変更等の当初の運行計画によらない運送サービスの提供
- g 旅行参加者の生命又は身体の安全確保のための必要な措置
- イ 第17項の規定に基づき当社の責任が明らかであるとき。
- ウ 第13項の規定に基づき旅行契約が解除された場合の当該解除された部分に係る変更であるとき。
- エ パンフレット等に記載した旅行サービスの提供を受ける順序が変更になった場合でも、旅行中に当該旅行サービスの提供を受けることができたとき。

当社が変更補償金を支払う変更	変更補償金の額＝ お支払対象旅行代金 ×1件につき下記の率	
	旅行開始前	旅行開始後
①契約書面に記載した旅行開始日又は旅行終了日の変更	1.5%	3.0%
②契約書面に記載した観光施設(レストランを含む)その他旅行の目的地の変更	1.0%	2.0%
③契約書面に記載した運送機関の等級又は設備のより低い料金のものへの変更(変更後の等級及び設備の料金の合計が契約書面に記載した等級及び設備のそれを下回った場合に限りします。)	1.0%	2.0%
④契約書面に記載した運送機関の種類又は会社名の変更	1.0%	2.0%
⑤契約書面に記載した本邦内の旅行開始地たる空港又は旅行終了地たる空港の異なる便への変更	1.0%	2.0%
⑥契約書面に記載した宿泊機関の種類又は名称の変更	1.0%	2.0%
⑦契約書面に記載した宿泊機関の客室の種類、設備、景観その他の客室の条件の変更	1.0%	2.0%
⑧上記①～⑦に掲げる変更のうち契約書面のツアータイトル中に記載があった事項の変更	2.5%	5.0%

注1:「旅行開始前」とは、当該変更について旅行開始日の前日までにお客様に通知した場合をいい、「旅行開始後」とは、当該変更について旅行開始当日以降にお客様に通知した場合をいいます。

注2:確定書面が交付された場合には、「契約書面」とあるのを「確定書面」と読み替えた上で、この表を適用します。この場合において、契約書面の記載内容と確定書面の記載内容との間又は確定書面の記載内容と実際に提供された旅行サービスの内容との間に変更が生じたときは、それぞれの変更につき1件として取扱います。

注3:③号又は④号に掲げる変更に係る運送機関が宿泊設備の利用を伴うものである場合は、1泊につき1件として取扱います。

注4:④号に掲げる運送機関の種類又は会社名の変更については、等級又は設備がより高いものへの変更を伴う場合には適用しません。

注5:④号又は⑥号もしくは⑦号に掲げる変更が1乗車船等又は1泊の中で複数生じた場合であっても、1乗車船等又は1泊につき1件として取扱います。

注6:⑧号に掲げる変更については、①号からの号までの率を適用せず、⑧号によりします。

- (2)(1)の規定にかかわらず、当社が支払うべき変更補償金の額は、お客様おひとりに対して 1 旅行契約につき旅行代金に15%を乗じた額を上限とします。また、お客様おひとりに対して 1 旅行契約につき支払うべき変更補償金が1,000円未満の場合は、変更補償金を支払いません。
- (3)当社は、お客様が同意された場合に限り、金銭による変更補償金の支払に替え、同等価値以上の物品又は旅行サービスの提供により補償を行うことがあります。
- (4)当社が(1)の変更補償金を支払った後に、第17項の規定に基づき当社の責任が発生することが明らかになった場合は、お客様は当該変更に係る変更補償金を当社に返還していただきます。この場合、当社は、当社が支払うべき損害賠償金の額と、お客様が返還すべき変更補償金の額とを相殺した残額をお支払いします。

2 1 お客様の責任

- (1)お客様の故意、過失、法令・公序良俗に反する行為、若しくはお客様が当社の約款の規定を守らないことにより当社が損害を受けた場合は、お客様は当社に対し損害を賠償しなければなりません。
- (2)お客様は、当社から提供される情報を活用し、お客様の権利・義務その他募集型企画旅行の内容について理解するように努めなければなりません。
- (3)お客様は、旅行開始後に、契約書面に記載された旅行サービスについて、記載内容と異なるものと認識したときは、旅行地において速やかに当社、当社の手配代行者又は旅行サービス提供者にその旨をお申し出ください。

2 2 通信契約

- (1)当社は、当社が提携するクレジットカード会社(以下「提携会社」といいます。)のカード会員(以下「会員」といいます。)より、所定の伝票への「会員の署名なくして旅行代金の支払いを受けること」(以下「通信契約」といいます。)を条件に、「電話、郵便、ファクシミリ、インターネットその他の通信手段」による旅行のお申込みを受けられる場合があります。その場合、旅行代金の全額を決済するものとします。ただし、当社らが提携会社と無署名取扱特約を含む加盟店契約がないときや、業務上の理由等でお受けできない場合もあります。(受託旅行会社により当該取扱いができない場合があります。また取扱可能なクレジットカードの種類も受託旅行会社により異なります。所定の伝票に会員の署名をいただくクレジットカードでお支払いいただく契約は、通信契約に該当せず、通常の旅行契約となります。)
- (2)通信契約により旅行契約を締結するときの旅行条件は、通常の募集型企画旅行契約の場合と一部異なります。その主な点は下記内容です。
- ア 通信契約の申込みの際に、会員は申込みより以下の「募集型企画旅行の名称」、「出発日」等に加えて、「カード名」、「会員番号」、「カード有効期限」等を当社にお申し出いただきます。

イ 通信契約による旅行契約は、電話による申込みの場合は当社らが契約の締結を承諾した時に成立するものとします。郵便、ファクシミリ、インターネットその他の通信手段による申込みの場合は当社らが契約の締結を承諾する旨の通知が会員に到達した時に成立するものとします。

- ウ 通信契約での「カード利用日」は、会員及び当社らが旅行契約に基づく旅行代金等の支払又は払戻義務を履行すべき日とし、前者は契約成立日、後者は契約解除のお申出があった日となります。

2 3 その他

- (1)お客様が個人的な案内、買物等を添乗員、現地係員等にご依頼された場合はそれに伴う諸費用、お客様の疾病・傷害等の発生に伴う諸費用、お客様の不注意による荷物・貴重品の紛失、忘れ物回収に伴う諸費用及び別行動手配のために要した諸費用が発生した場合は、お客様に負担していただきます。
- (2)お客様の便宜を図るために、土産物店等にご案内することがありますが、お買物の際にはお客様の責任で購入していただきます。
- (3)当社はいかなる場合も旅行の再実施はいたしません。
- (4)当社の募集型企画旅行に参加いただくことにより、航空会社のマイルサービスを受けられる場合がありますが、マイルサービスに関するお問い合わせ、登録等はお客様ご自身で当該航空会社に行ってください。なお、利用航空会社の変更等により、お客様が当初受ける予定であったマイルサービスが受けられなくなったときでも、理由のいかなるかを問わず、当社は第17項(1)及び(4)の責任を負いません。
- (5)旅行中に事故などが生じた場合は、直ちに最終日程表でお知らせする連絡先にご連絡ください。
- 2 4 旅行条件・旅行代金の基準
旅行条件、旅行代金の基準日は、それぞれパンフレット等に明示します。
- 2 5 個人情報の取り扱い

- (1)当社は旅行申込みの際に提出された申込書に記載された個人情報について、お客様との間の連絡のために利用させていただきます(ほか、当社は、お客様がお申込みいただいた旅行において運送・宿泊機関等(主要な運送・宿泊機関等については当パンフレット記載の日程表及び別途契約書面に記載した日までに)お送りする確定書面に記載されています。))の提供するサービスの手配とそれらのサービスの受領のための手続(以下「手配等」といいます。))に必要な範囲内、当社の旅行契約上の責任、事故時の費用等を担保する保険の手続き上必要な範囲内、並びに旅行先の土産物店等のお客様の買物の便宜のために必要な範囲内で、それら運送・宿泊機関等、保険会社、土産物店に対し、お客様の氏名、住所等の連絡先、パスポート番号及び搭乗される航空便名等を、あらかじめ電子的方法等で送付することによって提供いたします。お申込みいただいた際には、これらの個人データの提供についてお客様に同意いただくものとします。
- (2)このほか、当社では、旅行保険等旅行に必要な当社と提携する企業の商品やサービスのご案内、当社の商品等のご案内、旅行参加後のご案内やご感想の提供やアンケートのお願い、特典サービスの提供、将来、よりよい旅行商品を開発するためのマーケティング分析、統計資料の作成のために、お客様の個人情報を利用させていただきますことがあります。
- (3)当社は、旅行中に傷害があった場合、天候等の影響で旅行日程に大幅な変更があった場合等に備え、お客さまの旅行中の国内連絡先の方の個人情報をお伺いしています。この個人情報は、お客様に傷害があった場合やお客様のご旅行日程に大幅な変更があった場合、その他で国内連絡先の方へ連絡の必要がある当社が認めた場合に使用させていただきます。お客様は、国内連絡先の方の個人情報を当社等に提供することについて国内連絡先の方の同意を得るものとします。
- (4)上記のほか、当社の個人情報取扱に関する方針については、当社のホームページ(https://iaa-t.com)をご確認ください。

東京都知事登録旅行業第2-8628号

株式会社IAAトラベル

